

# 市民税

市では、市民のみなさんの日常の生活に結びついた、さまざまな行政サービスを提供しています。そのために必要な費用を、広く共同して負担していただく税が市民税です。市民税には、**個人の市民税**と**法人の市民税**があります。

◎名古屋市では個人の市民税を減税しています。

令和3年度分から適用される

## 個人の市民税・県民税の主な税制改正

### 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

働き方の多様化を踏まえ、フリーランスや起業した方などさまざまな形で働く人を応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除や公的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの改正が行われました。

#### 給与所得控除の見直し

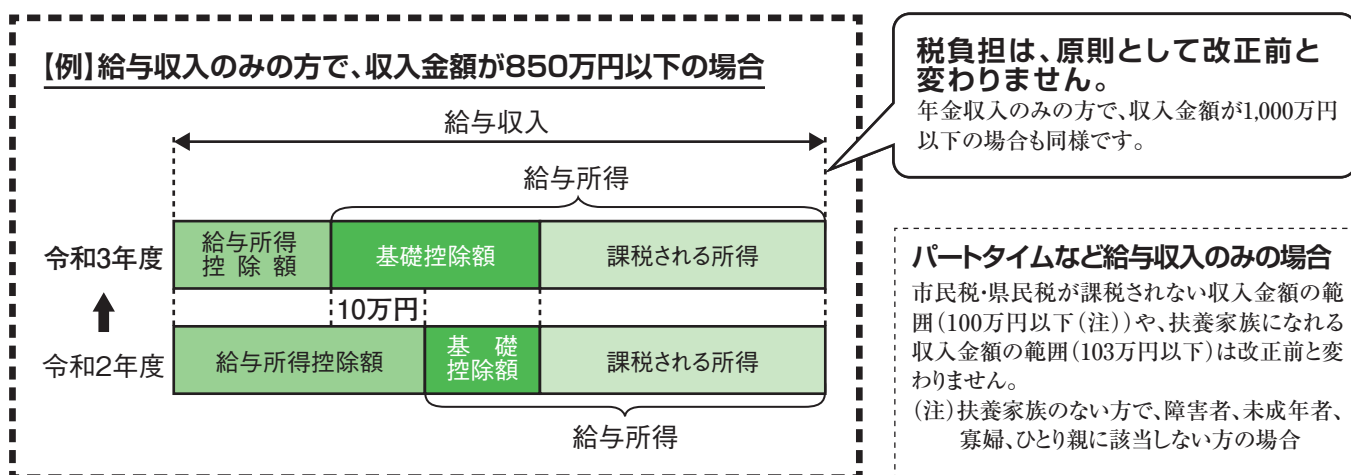
給与所得控除額を10万円引き下げることとされました。また、給与所得控除額が上限額となる給与等の収入金額を1,000万円から850万円に引き下げるとともに、その上限額を220万円から195万円に引き下げることとされました。計算方法については、11ページをご覧ください。

#### 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額を10万円引き下げることとされました。また、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、195万5千円の上限を設けることとされました。なお、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、段階的に控除額が減少することとされました。計算方法については、11ページをご覧ください。

#### 基礎控除の見直し

基礎控除額を10万円引き上げることとされました。また、前年の合計所得金額が2,400万円を超える方については、その合計所得金額に応じて段階的に控除額が減少し、前年の合計所得金額が2,500万円を超える方については、基礎控除が適用できないこととされました。控除額については、13ページをご覧ください。



#### 所得控除および市民税・県民税が課税されない方(非課税)に係る所得要件の引き上げ

給与所得控除および公的年金等控除の見直しに伴い、同じ収入であっても、合計所得金額や総所得金額等が10万円増加するため、所得控除および市民税・県民税が課税されない方(非課税)に係る所得要件について、原則として10万円引き上げることとされました。所得控除については、12~13ページを、市民税・県民税が課税されない方(非課税)に係る所得要件については、10ページをご覧ください。

個人の市民税

## 所得金額調整控除の創設

給与所得控除および公的年金等控除の見直しに伴い、以下のとおり所得金額調整控除が創設されました。詳しくは、11ページをご覧ください。

### ●子育て世帯等に対する控除

子育て世帯や介護世帯の負担増が生じないよう、給与等の収入金額が850万円を超える方のうち、一定の条件に該当する方の総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する額を、給与所得の金額から控除することとされました。

### ●給与所得と公的年金等に係る雑所得のいずれも有する方に対する控除

給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方の総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度)および公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除することとされました。

## ひとり親控除の創設および寡婦控除の見直し

すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下のとおり見直すこととされました(下表の条件①～③すべてに該当する方が対象となります)。

### ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下(注1))を有する単身の方で、前年の合計所得金額が500万円以下(注2)である方について、ひとり親控除の適用を受けることができるとされました。(注3)

### 寡婦控除の見直し

ひとり親に該当しない寡婦の方については、引き続き寡婦控除を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦の方については所得制限(前年の合計所得金額が500万円以下)が設けられました。(注3)

	ひとり親控除 (男性・女性)	寡婦控除 (※ひとり親に該当する方を除きます。)	
条件① (婚姻の状況)	未婚の方や配偶者と離婚・死別した後婚姻をしていない方または配偶者が生死不明な方(注3)	夫と離婚した後婚姻をしていない方(注3)	夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明な方(注3)
条件② (扶養の状況)	前年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる方	生計を一にする子以外の扶養親族がいる方	—
条件③ (所得制限)	前年中の合計所得金額が500万円以下の方		
控除額	30万円	26万円	

(注1) 給与所得のみの場合、給与等の収入金額が103万円以下

(注2) 給与所得のみの場合、給与等の収入金額が約678万円以下

(注3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の者がいない方(住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がない方)に限ります。

## 個人の市民税

### 納税義務者(市民税を納めていただく方)と納めるべき税額

個人の市民税は、均等割と所得割からなっています。「均等割」は所得にかかわらず一定の額を負担していただくもので、「所得割」は所得に応じて負担していただくものです。それぞれの納税義務者は次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額	
	均等割	所得割
区内に住所がある方	●	●
区内に事務所、事業所または家屋敷があり、その区内に住所のない方	●	—

※その区内に住所があるかどうか、また、事務所などがあるかどうかは、その年の1月1日(課税の基準となる日で、賦課期日といいます。)の状況で判断されます。

たとえば、令和2年12月に死亡した方は、令和3年度分の市民税は課税されません。

また、令和3年4月に名古屋市からA市に引っ越しをした方の令和3年度分の市民税は、A市ではなく、名古屋市で課税されます。

## 市民税が課税されない方(非課税)

### 均等割と所得割のいずれも課税されない方

- 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年(令和2年)中の合計所得金額(注1)が135万円以下の方
- 扶養家族(注2)がなく、前年中の合計所得金額が45万円以下の方
- 扶養家族があり、前年中の合計所得金額が次の金額以下の方  $\{35万円 \times (\text{扶養家族の数} + 1) + 10万円\} + 21万円$

### 所得割が課税されない方

- 扶養家族(注2)がなく、前年中の総所得金額等(注1)が45万円以下の方
- 扶養家族があり、前年中の総所得金額等が次の金額以下の方  $\{35万円 \times (\text{扶養家族の数} + 1) + 10万円\} + 32万円$

(注1)「合計所得金額」は、このページ下方の10種類の所得と13ページの土地・建物等の譲渡所得(特別控除前の所得)などの分離課税の所得(分離課税となる退職所得は除きます。)の合計額です。「総所得金額等」は「合計所得金額」から「損失の繰越控除(原則として前年までの所得から差し引けなかった赤字の所得金額や雑損控除の金額)」を差し引いた金額です。

(注2)同一生計配偶者や扶養親族をいいます。生計を一にする配偶者やその他の親族(年齢16歳未満の方を含みます。)で前年中の合計所得金額が48万円以下の方が該当します。

## 税額の計算方法

均等割額 市民税3,300円(市民税の減税後の税率)

県民税2,000円(うち500円は「あいち森と緑づくり税」)

(注)東日本大震災の教訓をふまえた防災施策の財源を確保するため、均等割額が1,000円(市民税500円、県民税500円)引き上げられています。

所得割額  $(\text{前年中の所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} (\text{注}) - \text{調整控除額} - \text{税額控除額等}$

(注)市民税及び県民税のそれぞれの税率(13ページ参照)を使用して計算します。納めていただく所得割額は、市民税と県民税の合計です。

## 所得の種類と計算

所得割額の計算の基礎は所得金額です。所得は、次の10種類に区分されます。所得金額は、前年中の収入金額から、その収入を得るための必要経費または法律で定められている一定の控除額を差し引いて計算します(所得金額の計算方法は、原則として所得税と同じです。)

所得の種類		所得金額の計算方法
1 利子所得	公債・社債、預貯金などの利子	利子所得の金額=収入金額 (利子所得は、原則として一律分離課税とされ、県民税の利子割5%と所得税および復興特別所得税15.315%が課税されます(特定公社債等の利子等については、県民税の配当割5%と所得税および復興特別所得税15.315%が課税され、申告分離課税を選択することができます。))
2 配当所得	株式や出資の配当、一定の投資信託の収益の分配金など	配当所得の金額=収入金額-株式などの元本取得のために要した負債の利子
3 不動産所得	地代、家賃、権利金、駐車場の使用料など	不動産所得の金額=収入金額-必要経費
4 事業所得	農業、製造業、小売業、サービス業などの事業による所得	事業所得の金額=収入金額-必要経費
5 給与所得	サラリーマンの給与、賃金、賞与など	給与所得の金額=収入金額-給与所得控除額
6 退職所得	退職金、一時恩給など	計算方法は、16ページをご覧ください。
7 山林所得	山林の伐採などによる所得	山林所得の金額=収入金額-必要経費-特別控除額
8 譲渡所得	土地、建物、書画、骨とうなどの財産を売った場合に生じる所得	譲渡所得の金額=収入金額-資産の取得価額などの経費-特別控除額 (長期譲渡所得(土地・建物等の長期譲渡所得を除きます。))は1/2の額が課税対象です。)
9 一時所得	クイズなどの賞金、競輪・競馬などの払戻金、生命保険の一時金など	一時所得の金額=収入金額-必要経費-特別控除額 (1/2の額が課税対象です。)
10 雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金など 公的年金等の雑所得の金額=公的年金等の収入金額-公的年金等控除額
	業務	原稿料、講演料、シルバー人材センターの報酬など、副業に係る所得 業務に係る雑所得の金額=収入金額-必要経費
	その他	金銭の貸付けによる利子および生命保険の年金(個人年金保険)など、他の所得にあてはまらない所得 その他の雑所得の金額=収入金額-必要経費

## 給与所得の金額

給与所得の金額は、給与等の収入金額に応じ、次のように計算した額となります。(小数点以下は切り捨てます。)

給与等の収入金額	給与所得の金額	給与等の収入金額	給与所得の金額
550,999円まで	0円	1,628,000円から 1,799,999円まで	計算基準額※×60%+ 100,000円
551,000円から 1,618,999円まで	収入金額-550,000円	1,800,000円から 3,599,999円まで	計算基準額※×70%- 80,000円
1,619,000円から 1,619,999円まで	1,069,000円	3,600,000円から 6,599,999円まで	計算基準額※×80%- 440,000円
1,620,000円から 1,621,999円まで	1,070,000円	6,600,000円から 8,499,999円まで	収入金額×90%-1,100,000円
1,622,000円から 1,623,999円まで	1,072,000円	8,500,000円から	収入金額 -1,950,000円
1,624,000円から 1,627,999円まで	1,074,000円		

※計算基準額の求め方

(1) 収入金額÷4,000円=□…余り

(2) □×4,000円=計算基準額

(例) 収入金額が2,623,000円の場合

(1) 2,623,000円÷4,000円=□655…余り3,000円

(2) □655×4,000円=2,620,000円→計算基準額

※所得金額調整控除(小数点以下は切り上げます。)

●給与等の収入金額が850万円を超える方のうち、ア～ウのいずれかに該当する方について、次のように計算した額を、給与所得の金額から控除します。

ア 特別障害者に該当する方

イ 年齢23歳未満の扶養親族がある方

ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がある方

{給与等の収入金額(上限1,000万円) - 850万円} × 10%

●給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の両方があり、合計額が10万円を超える場合は、次のように計算した額を、給与所得の金額から控除します。

給与所得控除後の給与等の金額 + 公的年金等の雑所得の金額 - 10万円  
(上限10万円) (上限10万円)

## 公的年金等の雑所得の金額

公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の雑所得の金額は、受給した方の年齢や公的年金等の収入金額に応じ、次のように計算した額となります。(小数点以下は切り捨てます。赤字の場合は0円です。)

●65歳未満の方

公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等の雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,299,999円まで	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
1,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額×75% - 275,000円	収入金額×75% - 175,000円	収入金額×75% - 75,000円
4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額×85% - 685,000円	収入金額×85% - 585,000円	収入金額×85% - 485,000円
7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額×95% - 1,455,000円	収入金額×95% - 1,355,000円	収入金額×95% - 1,255,000円
10,000,000円から	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

●65歳以上の方

公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得の金額		
	公的年金等の雑所得以外の合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,299,999円まで	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
3,300,000円から 4,099,999円まで	収入金額×75% - 275,000円	収入金額×75% - 175,000円	収入金額×75% - 75,000円
4,100,000円から 7,699,999円まで	収入金額×85% - 685,000円	収入金額×85% - 585,000円	収入金額×85% - 485,000円
7,700,000円から 9,999,999円まで	収入金額×95% - 1,455,000円	収入金額×95% - 1,355,000円	収入金額×95% - 1,255,000円
10,000,000円から	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

# 所得控除 (令和3年度分)

所得金額から控除される所得控除の種類と控除額は次のとおりです。なお、所得税とは、控除額が異なります。

種 類	控 除 額	
1 雑 損 控 除	①(損害金額－保険金等で補てんされる金額)－(総所得金額等×1/10) ②災害関連支出の金額－5万円 ①または②のいずれが多い方の金額が雑損控除額となります。	
2 医 療 費 控 除 ※健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等(いわゆるスイッチOTC医薬品)の購入費を支払った場合は、セルフメディケーション税制を選択することができます。	①通常の医療費控除 (支払った医療費－保険金等で補てんされる金額)－[(総所得金額等×5/100)と10万円のいずれか少ない方の金額] (控除限度額200万円) ②セルフメディケーション税制 (支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 (控除限度額88,000円) ①または②のいずれか一方を選択して計算した額が医療費控除額となります。	
3 社 会 保 険 料 控 除	支払った金額	
4 小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	支払った金額	
5 生 命 保 険 料 控 除 ※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)と平成23年12月31日までに締結した保険契約等(旧契約)では、控除額の計算方法が異なります。	①新契約の一般生命保険分、介護医療保険分、個人年金保険分それぞれについて	
	支払保険料等の金額	控 除 額
	12,000円まで	支払保険料等の全額
	12,001円から 32,000円まで	支払保険料等×1/2+ 6,000円
	32,001円から 56,000円まで	支払保険料等×1/4+14,000円
	56,001円から	28,000円
	②旧契約の一般生命保険分、個人年金保険分それぞれについて	
	支払保険料等の金額	控 除 額
	15,000円まで	支払保険料等の全額
	15,001円から 40,000円まで	支払保険料等×1/2+ 7,500円
40,001円から 70,000円まで	支払保険料等×1/4+17,500円	
70,001円から	35,000円	
③一般生命保険分または個人年金保険分それぞれについて、新契約と旧契約の両方がある場合 ①と②の合計額(限度額28,000円)と②で計算した金額のいずれか大きい方の金額 ①から③までの合計額が生命保険料控除額となります。(控除限度額70,000円)		
6 地 震 保 険 料 控 除 ※平成18年末までに締結した旧長期損害保険契約(保険期間が10年以上で、満期返戻金があるもの)がある場合を含みます。	①地震保険契約について	
	支払保険料等の金額	控 除 額
	50,000円まで	支払保険料等×1/2
	50,001円から	25,000円
	②旧長期損害保険契約について	
	支払保険料等の金額	控 除 額
	5,000円まで	支払保険料等の全額
	5,001円から 15,000円まで	支払保険料等×1/2+2,500円
	15,001円から	10,000円
	①と②の合計額が地震保険料控除額となります。(控除限度額25,000円) ※1つの保険契約が、地震保険契約と旧長期損害保険契約のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除額を計算します。	
7 障 害 者 控 除	障害者である納税義務者、同一生計配偶者および扶養親族1人につき …… 26万円 (障害の程度が重い方(特別障害者)の場合 …… 30万円) (障害の程度が重い方で同居している同一生計配偶者、扶養親族(同居特別障害者)の場合 …… 53万円)	
8 寡 婦 控 除	納税義務者が寡婦である場合 …… 26万円	
9 ひ と り 親 控 除	納税義務者がひとり親である場合 …… 30万円	
10 勤 労 学 生 控 除	納税義務者が勤労学生である場合 …… 26万円	

種 類	控 除 額																																								
<b>11 配偶者控除</b> ※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には控除の適用を受けることができません。	① 納税義務者の合計所得金額が900万円以下で、同一生計配偶者がいる方 …… 33万円 (配偶者が70歳以上の方 …… 38万円) ② 納税義務者の合計所得金額が900万円超950万円以下で、同一生計配偶者がいる方 …… 22万円 (配偶者が70歳以上の方 …… 26万円) ③ 納税義務者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下で、同一生計配偶者がいる方 …… 11万円 (配偶者が70歳以上の方 …… 13万円)																																								
<b>12 配偶者特別控除</b> ※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には控除の適用を受けることができません。	① 納税義務者の合計所得金額が900万円以下である場合 ② 納税義務者の合計所得金額が900万円超950万円以下である場合 ③ 納税義務者の合計所得金額が950万円超1,000万円以下である場合 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,000円まで</td> <td colspan="3">適用なし</td> </tr> <tr> <td>480,001円から 1,000,000円まで</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001円から 1,050,000円まで</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001円から 1,100,000円まで</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001円から 1,150,000円まで</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001円から 1,200,000円まで</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001円から 1,250,000円まで</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001円から 1,300,000円まで</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001円から 1,330,000円まで</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	①	②	③	480,000円まで	適用なし			480,001円から 1,000,000円まで	33万円	22万円	11万円	1,000,001円から 1,050,000円まで	31万円	21万円	11万円	1,050,001円から 1,100,000円まで	26万円	18万円	9万円	1,100,001円から 1,150,000円まで	21万円	14万円	7万円	1,150,001円から 1,200,000円まで	16万円	11万円	6万円	1,200,001円から 1,250,000円まで	11万円	8万円	4万円	1,250,001円から 1,300,000円まで	6万円	4万円	2万円	1,300,001円から 1,330,000円まで	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額	①	②	③																																						
480,000円まで	適用なし																																								
480,001円から 1,000,000円まで	33万円	22万円	11万円																																						
1,000,001円から 1,050,000円まで	31万円	21万円	11万円																																						
1,050,001円から 1,100,000円まで	26万円	18万円	9万円																																						
1,100,001円から 1,150,000円まで	21万円	14万円	7万円																																						
1,150,001円から 1,200,000円まで	16万円	11万円	6万円																																						
1,200,001円から 1,250,000円まで	11万円	8万円	4万円																																						
1,250,001円から 1,300,000円まで	6万円	4万円	2万円																																						
1,300,001円から 1,330,000円まで	3万円	2万円	1万円																																						
<b>13 扶養控除</b>	① 一般の控除対象扶養親族(扶養親族のうち16歳以上19歳未満および23歳以上70歳未満の方)1人につき …… 33万円 ② 特定扶養親族(扶養親族のうち19歳以上23歳未満の方)1人につき …… 45万円 ③ 老人扶養親族(扶養親族のうち70歳以上の方)1人につき …… 38万円 ④ 同居老親等(父母などで同居している老人扶養親族)1人につき …… 45万円 (注)16歳未満の扶養親族については、控除の適用を受けることができません。																																								
<b>14 基礎控除</b>	① 納税義務者の合計所得金額が2,400万円以下の場合 …… 43万円 ② 納税義務者の合計所得金額が2,400万円超 2,450万円以下の場合 …… 29万円 ③ 納税義務者の合計所得金額が2,450万円超 2,500万円以下の場合 …… 15万円																																								

## 総合課税の税率

課税総所得金額(総所得金額(注)から所得控除額を差し引いた後の金額)に、次の税率を乗じて、所得割額を計算します。

市 民 税	県 民 税
7.7%(市民税の減税後の税率)	2%

(注)「総所得金額」は、利子所得、配当所得(申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当等を除きます)、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の合計額(所得に赤字の金額がある場合は、原則として他の所得と通算した後の金額)で、「損失の繰越控除」後の金額です。

## 土地・建物等の譲渡所得等の分離課税の税率

土地・建物等の譲渡による所得などについては、それぞれの所得ごとに次の税率により所得割額を計算します。

分離課税の区分		市 民 税	県 民 税
課税短期譲渡所得金額		A×7.2%	A×1.8%
		ただし、「国等に対する譲渡」の課税短期譲渡所得金額の税額は、7.2%を4%、1.8%を1%と読み替えて計算した金額です。	
課税長期譲渡所得金額	優良住宅地の造成等の譲渡	2,000万円以下	B×3.2%
		2,000万円超	64万円+(B-2,000万円)×4%
	居住用財産の譲渡	6,000万円以下	B×3.2%
		6,000万円超	192万円+(B-6,000万円)×4%
その他の譲渡		B×4%	B×1%
一般株式等の課税譲渡所得等の金額		C×4%	C×1%
上場株式等の課税譲渡所得等の金額		D×4%	D×1%
上場株式等の課税配当所得等の金額		E×4%	E×1%
先物取引の課税雑所得等の金額		F×4%	F×1%

A：課税短期譲渡所得金額 B：課税長期譲渡所得金額 C：一般株式等の課税譲渡所得等の金額 D：上場株式等の課税譲渡所得等の金額  
E：分離課税の上場株式等の課税配当所得等の金額 F：先物取引の課税雑所得等の金額

★短期譲渡…所有期間が5年以下の土地・建物等の譲渡をいいます。★長期譲渡…所有期間が5年を超える土地・建物等の譲渡をいいます。  
※分離課税に係る所得割は、市民税の減税の対象ではありません。

## 調整控除

次のように計算した額を所得割額から控除します。ただし、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除の適用を受けることはできません。

合計課税所得金額200万円以下		合計課税所得金額200万円超	
市民税	県民税	市民税	県民税
① 人的控除ごとに定められた金額の合計額 ② 合計課税所得金額		① 人的控除ごとに定められた金額の合計額 ② 合計課税所得金額-200万円	
①と②のいずれか 小さい金額×4%	①と②のいずれか 小さい金額×1%	(①-②)(5万円を下回るときは5万円)×4%	(①-②)(5万円を下回るときは5万円)×1%

※人的控除とは、12、13ページの所得控除の表中、「7 障害者控除」から「14 基礎控除」までをいいます。  
※合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

### 《人的控除ごとに定められた金額》

人的控除		金額	
障害者	その他	1万円	
	特別	同居特別障害者以外	10万円
		同居特別障害者	22万円
寡婦・ひとり親(父)	1万円		
ひとり親(母)	5万円		
勤労学生	1万円		
配偶者	一般	納税義務者の所得 900万円以下	5万円
		900万円超 950万円以下	4万円
		950万円超 1,000万円以下	2万円
	老人(70歳以上)	900万円以下	10万円
		900万円超 950万円以下	6万円
		950万円超 1,000万円以下	3万円

人的控除		金額	
配偶者特別※	配偶者の所得 48万円超 50万円未満	納税義務者の所得 900万円以下	5万円
		900万円超 950万円以下	4万円
		950万円超 1,000万円以下	2万円
	50万円以上 55万円未満	900万円以下	3万円
		900万円超 950万円以下	2万円
		950万円超 1,000万円以下	1万円
扶養	一般	18万円以下	5万円
		18万円超 22万円以下	18万円
	老人(70歳以上)	同居老親等	13万円
		同居老親等以外	10万円
基礎	5万円		

※配偶者の所得が55万円以上のときは、0円

個人の市民税

## 配当控除

法人税との二重課税を防止するため、総所得金額の中に内国法人から受ける配当所得(申告分離課税を選択した上場株式等の配当等に係る配当所得を除きます。)がある場合に、次の配当等の種類・割合により計算した額を所得割額から控除します。

種類	課税所得金額等		1,000万円以下の部分に含まれる配当所得		1,000万円超の部分に含まれる配当所得	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	2.24%	0.56%	1.12%	0.28%	0.56%	0.14%
外貨建等以外の証券投資信託	0.56%	0.14%	0.28%	0.07%		

## 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成21年～令和3年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方のうち、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方について、次のように計算した額または控除限度額のいずれか小さい金額を所得割額から控除します。

- 市民税住宅ローン控除額=(所得税の住宅ローン控除額-住宅ローン控除前の所得税額)×4/5
  - 県民税住宅ローン控除額=(所得税の住宅ローン控除額-住宅ローン控除前の所得税額)×1/5
- 住宅ローン控除限度額は次の表のとおりです。

	平成21年～平成26年3月に入居した方	平成26年4月～令和3年12月に入居した方(注1)
市民税	所得税の課税総所得金額等(注2)の4% (最高78,000円)	所得税の課税総所得金額等の5.6% (最高109,200円)
県民税	所得税の課税総所得金額等の1% (最高19,500円)	所得税の課税総所得金額等の1.4% (最高27,300円)

(注1)住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%である場合の額です。それ以外の場合は、平成21年～平成26年3月に入居した方と同じ額となります。

(注2)課税総所得金額等とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

なお、市民税・県民税の住宅ローン控除は、給与支払報告書(個人別明細書)や確定申告書に住宅ローン控除に関する事項が記載されることにより適用を受けることができます。

## 寄附金税額控除

前年中に市民税・県民税の控除対象となる寄附金を支払った場合に、次の(1)～(3)のように計算した額の合計額を所得割額から控除します。

### (1) 基本控除額(控除対象となる寄附金(注1)を支払った場合)

市民税	県民税
(寄附金-2,000円)×8%	(寄附金-2,000円)×2%

### (2) 特例控除額(地方公共団体へ寄附金を支払った場合)(注2)(注3)

市民税	県民税
(地方公共団体への寄附金-2,000円) ×(90%-所得税の税率に相当する割合(注4)×1.021)×4/5	(地方公共団体への寄附金-2,000円) ×(90%-所得税の税率に相当する割合×1.021)×1/5

### (3) 申告特例控除額(ふるさと納税ワンストップ特例(注5)が適用される場合)(注3)

市民税	県民税
市民税の特例控除額×所得税の税率に相当する割合×1.021 ÷(90%-所得税の税率に相当する割合×1.021)	県民税の特例控除額×所得税の税率に相当する割合×1.021 ÷(90%-所得税の税率に相当する割合×1.021)

(注1) 総所得金額等の30%が限度です。

(注2) 調整控除額を控除した後の所得割額(税額控除前)の20%が限度です。

(注3) 総務大臣から指定を受けていない地方公共団体へ寄附を行った場合は、控除の適用を受けることができません。

(注4) 人的控除ごとに定められた金額の合計額を控除した後の課税総所得金額に応じた所得税の限界税率(0～45%)などです。

(注5) 所得税の確定申告が不要な給与所得者などが、ふるさと納税(納税)を支払った際に「申告特例申請書」を寄附先の地方公共団体へ提出することで、所得税の確定申告書を提出しなくても市民税・県民税の寄附金税額控除の適用を受けることができる制度です。

※名古屋市公式ウェブサイトにおいて、市民税・県民税額の試算とあわせて、自己負担額2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税(納税)額の目安を試算することができます。詳しくは、16ページをご覧ください。

## 外国税額控除

外国において生じた所得で、その国の所得税などを課税された場合に一定の計算式で計算した額を所得割額から控除します。

## 配当割額控除または株式等譲渡所得割額控除

上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当所得等(これを「特定配当等の額」といいます。)または源泉徴収口座における株式等譲渡所得等(これを「特定株式等譲渡所得金額」といいます。)がある方が、これらの所得を含めて申告した場合に、次のように計算した額を所得割額から控除します。控除することができなかった額がある場合は、その額を還付または充当します。

- ・ 市民税配当割額控除額=配当割額(特定配当等の額×5%)×3/5
- ・ 県民税配当割額控除額=配当割額(特定配当等の額×5%)×2/5
- ・ 市民税株式等譲渡所得割額控除額=株式等譲渡所得割額(特定株式等譲渡所得金額×5%)×3/5
- ・ 県民税株式等譲渡所得割額控除額=株式等譲渡所得割額(特定株式等譲渡所得金額×5%)×2/5

## 納付の方法

市民税・県民税を納付していただくには、以下の方法があります。

普通徴収	給与からの特別徴収	公的年金からの特別徴収
事業所得者や退職者などについては、通常、次の納期ごとに市税事務所から送付される納税通知書または納付書によって納付していただきます。	給与所得者については、給与支払者(勤務先)が、6月から翌年5月までの毎月の給与から税額を差し引いて納入する方法によって納付していただきます。	65歳以上(4月1日現在)の公的年金受給者については、年金支給者が4月から翌年2月までの公的年金から税額を差し引いて納入する方法によって納付していただきます。
納期	納期限	徴収の時期
第1期 6月	6月30日	年6回の公的年金の支給のつど
第2期 8月	8月31日	
第3期 10月	11月1日	
第4期 翌年1月	1月31日	
	徴収した月の翌月10日(毎月) ※納期限が土曜日・日曜日、祝日のときはその翌日	



## 年の中途で退職した場合の納付方法

給与所得者で市民税・県民税を毎月の給与から差し引いて納付(特別徴収)していた方が、退職により給与の支払を受けなくなった場合、給与から差し引くことができなくなった税額(未徴収税額)は、次の場合を除き、市税事務所から送付される納税通知書または納付書によって納付(普通徴収)していただきます。

- (1) その方が新しい会社に就職し、引き続き給与から差し引くこと(特別徴収)を申し出た場合
- (2) 6月1日から12月31日までに退職した方で、給与または退職手当等(以下「給与等」といいます。)から未徴収税額を一括して差し引くことを申し出た場合
- (3) 翌年の1月1日から4月30日までに退職した方で、未徴収税額を超える給与等がある場合(申出の有無にかかわらず、給与等から未徴収税額を一括して差し引きます。)

### 退職所得の分離課税

所得税を源泉徴収される退職手当などについての市民税・県民税は、所得税と同じように他の所得と区分して、退職手当などの支払者が、その支払の際に税額を差し引いて納入する方法によって納付していただきます。

### 退職所得に対する所得割額の計算方法

- ・勤続年数5年以下の役員等(注1)に対して支払われる退職手当等について  
(退職手当等の金額－退職所得控除額(注2))×税率(市民税6%(注3)、県民税4%)
- ・上記以外の方に対して支払われる退職手当等について  
(退職手当等の金額－退職所得控除額)×1/2×税率(市民税6%(注3)、県民税4%)

(注1)役員等とは、法人税法上の法人役員、国会・地方議員および国家・地方公務員の方をいいます。

(注2)退職所得控除額

勤続年数が20年以下の場合	退職所得控除額＝40万円×勤続年数(80万円に満たないときは、80万円)
勤続年数が20年を超える場合	退職所得控除額＝70万円×(勤続年数－20年)＋800万円

※障害者になったことにより退職した場合は、100万円が加算されます。

(注3)退職所得の分離課税に係る市民税は、減税の対象ではありません。

### 申告書の提出について

前年中に所得があった方は、所得金額などを記載した市民税・県民税の申告書を、毎年3月15日までに、その年の1月1日(賦課期日)にお住まいの区を担当する市税事務所あて提出してください。

ただし、次の方は、申告書を提出する必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告書を提出した方
  - ※区内に事務所、事業所または家屋敷があり、その区内に住所がない方は、確定申告書を提出した場合でも、市民税・県民税の申告書(事務所・事業所又は家屋敷分)を提出してください。
  - ※上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当所得等または源泉徴収口座における株式等譲渡所得等がある方で、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択しようとする場合は、市民税・県民税の納税通知書が送達されるときまでに、市民税・県民税の申告書を提出してください。
- (2) 給与所得のみの方で、勤務先において年末調整を受けた方
  - ※給与所得の源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除など)を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告書を提出してください。
- (3) 公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など)の所得のみの方
  - ※公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告書を提出してください。なお、公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、所得税の確定申告書を提出する必要がない方についても、同様に控除を受けようとする場合は、市民税・県民税の申告書を提出する必要があります。
- (4) 上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当所得等または源泉徴収口座における株式等譲渡所得等のみの方、(2)または(3)に該当する方でこれらの所得がある方
  - ※配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、これらの所得を含めて市民税・県民税の申告書を記載のうえ、提出してください。

\*名古屋公式ウェブサイト【<https://www.city.nagoya.jp/>】で、簡単に市民税・県民税の申告書が作成できます。また、市民税・県民税額の試算とあわせて、自己負担額2,000円を除いた全額が控除されるふりさと寄附金(納税)額の目安を試算することができます。

市民税 試算と申告

サイト内検索

※「市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます」ページ内の「市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます(外部リンク)」からご利用ください。

Microsoft Internet Explorer11以上のブラウザが必要です。その他のブラウザ(Microsoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safari)についても対応しています。なお、いずれのブラウザにおいても、ポップアップブロック機能が有効になっている場合や、JavaScriptが無効になっている場合など、セキュリティレベルが高いと正常に動作しないことがあります。

[事例] 家族構成	夫婦子ども3人(妻、子(19歳と16歳と12歳)は所得なし)
前年中の収支	○給与収入 5,504,000円
	○社会保険料支払額 825,600円
	○旧契約の一般生命保険料支払額 80,000円

- 給与所得 5,504,000円×80%−440,000円=3,963,200円……………①
- 所得控除 社会保険料控除 825,600円(全額)……………②  
 生命保険料控除 35,000円……………③  
 配偶者控除 330,000円……………④  
 扶養控除 450,000円+330,000円=780,000円……………⑤  
(19歳の子…45万円、16歳の子…33万円、12歳の子…0円)  
 基礎控除 430,000円……………⑥
- 課税総所得金額 ①−(②+③+④+⑤+⑥)=1,562,600円→1,562,000円(1,000円未満切捨)
- 市民税所得割額 1,562,000円×7.7%=120,274円……………⑦  
(市民税率)
- 県民税所得割額 1,562,000円×2%=31,240円……………⑧  
(県民税率)
- 調整控除額 定められた金額=50,000円+230,000円+50,000円=330,000円  
(配偶者控除) (扶養控除) (基礎控除)  
 合計課税所得金額が200万円以下ですので  
 330,000円<1,562,000円 したがって  
 市民税調整控除額：330,000円×4%=13,200円……………⑨  
 県民税調整控除額：330,000円×1%=3,300円……………⑩
- 市民税額 ⑦−⑨+均等割額  
 120,274円−13,200円+3,300円=110,374円→110,300円……………⑪  
(均等割額) (100円未満切捨)
- 県民税額 ⑧−⑩+均等割額  
 31,240円−3,300円+2,000円=29,940円→29,900円……………⑫  
(均等割額) (100円未満切捨)
- 市民税・県民税の合計額 ⑪+⑫  
 110,300円+29,900円=140,200円(令和3年度分)  
(市民税額) (県民税額)

	所得税	市民税・県民税
] k w O A q s " t ~ É s Á w Á	fwát]k^+b{ K"áwt~t`o` K"tdœ{	L á St]k^+b{ K"tb{
c	í w Ô ú srz › `s M\qUpV" Ô ú U K"tb{ ~ ... )t~ p... ) Ž Ž wt~U a Ž < " pK" Ô ù ~ ~ \$ á Ú !... p ~ \$ á Ú sw) Ö Ú 1U a Ž < pK"z Tmz ~ \$ á Ú st " t~ Ž Ž wt~ Ú 1U a Ž < pK" Ô ù	t~kw'Os w²tc"xK"tdœ{ ç j q `oz b,owt~) b"ž AU K"tb{ £
Ç t	¹ ¤ wÇ†¹Uÿs"tb{	
ï ù ] k w k p	]k^"t~Ú¹t aoz Ë™ Ëç \$ kp£ ç í µ) t~kq `ot~k¹t Ë) Ðahk¹UC%o^+b{ £	]k^"t~Ú¹tTT~'cz ç ½ k• Ëy]½ k • Ë
ò Ç M ç... )t~ w Ô ù £	DT' Dþw-Dw...)S' Æ)T' )¼MoòÇ ç o~Á) £ b"lqqs+tb{ ~ á ¢ Ð T p á k¹) ^ %o`tb{	DT'L á Dþw-Dw...)T'k¹) )¼MoòÇ ç › Á) £ b"lqqs+tb{ ~ Æ)T'xÁ) `tdœ{ ~ á ¢ Ð T xK"tdœ{

